

資料35 振動規制法に基づく規制基準等

規制地域

京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、山城町、木津町、加茂町、精華町、園部町及び八木町の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（久御山町以外の区域にあっては、工業専用地域を除く。）として定められた区域

特定工場等において発生する振動の規制基準

		第1種区域		第2種区域	
		第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 (久御山町の区域のものに限る。)	商業地域 工業地域 工業専用地域 (久御山町の区域のものに限る。)	商業地域 工業地域 工業専用地域 (久御山町の区域のものに限る。)
昼間	午前8時～午後7時	60dB		65dB	
夜間	午後7時～午前8時	55dB		60dB	

(注) 学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5dBを減じた値（第1種区域の夜間を除く。）。)

特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

作業の種類	振動の大きさ	作業のできない時間		1日あたりの作業時間		同一場所における作業時間	日曜日における作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
くい打機を使用する作業 くい抜機を使用する作業 くい打くい抜機を使用する作業 鋼球を使用して破壊する作業 舗装版破碎機を使用する作業 ブレーカーを使用する作業	75dB	午後7時～翌日午前7時	午後10時～翌日午前6時	10時間	14時間	連続6日	禁止

(注) 1 第1号区域とは、規制地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内をいい、2号区域とは、規制地域のうち、第1号区域以外の区域をいう。  
2 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

道路交通振動に係る要請限度

		第1種区域		第2種区域	
		第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 (久御山町の区域のものに限る。)	商業地域 工業地域 工業専用地域 (久御山町の区域のものに限る。)	商業地域 工業地域 工業専用地域 (久御山町の区域のものに限る。)
昼間	午前8時～午後7時	65dB		70dB	
夜間	午後7時～午前8時	60dB		65dB	